

4 参考資料

(1) 市民センター周辺地区整備に関する検討委員会設置要綱

市民センター周辺地区整備に関する検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民センター周辺地区整備基本プラン（平成22年3月策定）を踏まえ、基本設計を進めていくに当たり、広く意見・要望を把握し、施設計画に反映していくため、市民センター周辺地区整備に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市民センター周辺地区整備に係る基本設計において、配置、平面プラン等の施設計画及び管理運営の方向性等を検討する。

(委員の構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

(1) 関係団体及び審議会等の代表者等 12人

- ア 三鷹市消防団長
- イ 三鷹市健康福祉審議会副会長
- ウ 三鷹市社会福祉協議会会長
- エ 三鷹市医師会会長
- オ 三鷹市歯科医師会会長
- カ 三鷹市北野ハピネスセンター運営連絡会会長
- キ 三鷹市社会教育委員会議議長
- ク 三鷹市スポーツ振興審議会会長
- ケ 三鷹市体育指導委員協議会会長
- コ 三鷹市体育協会会長・副会長
- サ 三鷹市公民館運営審議会会長

(2) 公募等市民 3人以内

(3) その他市長が必要と認める者

(委員の役割)

第4条 前条第1項1号に掲げる委員は、検討委員会で確認された方向性について、所属する関係団体等に情報提供を行う。

- 2 委員は、関係団体等での検討を踏まえ、検討委員会に報告を行い、意見・要望を施設計画に反映するよう努める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会は委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求め、若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画部都市再生推進本部事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 市民センター周辺地区整備に関する検討委員会委員名簿等

ア 市民センター周辺地区整備に関する検討委員会委員名簿

氏 名	公職名等	備 考
生 田 美 秋	三鷹市公民館運営審議会会長	
石 川 英 浩	三鷹市体育指導委員協議会会長	
市 川 一 宏	三鷹市健康福祉審議会副会長	
岡 村 清 子	三鷹市社会教育委員会議議長	
角 田 徹	三鷹市医師会会長	検討委員会 委員長
久 米 秀 作	三鷹市スポーツ振興審議会会長	
小 林 昭	三鷹市消防団長	
櫻 井 正 治	三鷹市歯科医師会会長	
清 水 紘 子	三鷹市体育協会会長	検討委員会 副委員長
西 原 雄 次 郎	三鷹市北野ハピネスセンター 運営連絡会会長	
吉 田 武	三鷹市体育協会副会長	
吉 野 壽 夫	三鷹市社会福祉協議会会長	
今 井 一 恵	一般公募	
林 茂 男	無作為抽出公募	
伊 藤 典 子	無作為抽出公募	

イ 市民センター周辺地区整備に関する検討委員会三鷹市出席者名簿

氏 名	職 名
清原 慶子	市長
河村 孝	副市長・都市再生推進本部長
津端 修	副市長
貝ノ瀬 滋	教育長
河野 康之	企画部長・都市再生担当部長・ 都市再生推進本部事務局長
佐藤 好哉	総務部長
馬男木 賢一	総務部調整担当部長・危機管理担当部長
城所 吉次	健康福祉部長
後藤 省二	健康福祉部調整担当部長
平田 信男	健康福祉部理事
大石田 久宗	都市整備部長
小俣 崇	都市整備部技監
藤川 雅志	教育部長
八代 誠	教育部生涯学習担当部長
内田 治	都市再生推進本部事務局長次長
大倉 誠	防災課長
木住野 一信	地域福祉課長
佐野 光昭	健康推進課長
石渡 悦子	北野ハピネスセンター館長
久保田 和則	生涯学習課長
柳川 秀夫	スポーツ振興課長
小田 俊雄	社会教育会館長

(3) 「市民センター周辺地区整備基本プラン」の概要

ア 計画地

市民センターに隣接している東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地（以下「三鷹市場跡地」という。）は、本事業の中心となる広大な土地で、東京多摩青果株式会社が所有しており、複数の地権者の土地を含めると約2haの一体的な活用が可能な土地です。

東京多摩青果株式会社は、平成18年11月に国立市へ本社機能に移転、平成19年5月に三鷹市場が廃止されるまで、長年にわたり当該地で事業を続けてきました。平成20年4月からは暫定管理地として市が同社から賃借しながら、市役所に隣接する希少な大型用地の取得を前提に、その利活用について協議を重ねてきました。

■用途地域等

面積	約2.0ha
用途地域	準工業地域、第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さの最高限度	25m



※都市計画の変更（都市計画市場の廃止及び都市公園の追加）を進めています。



イ これまでの経過

市民センター周辺地区については、平成 21 年 3 月に「三鷹市都市再生ビジョン」を策定し、施設の老朽化へ対応するための集約化や想定する機能などの方向性を決めました。その後、利用団体や関係分野の審議会などに対して説明を行い、意見・要望を伺う機会を設けながら、施設概要等の検討を進め、パブリックコメントを経て、平成 22 年 3 月に「市民センター周辺地区整備基本プラン」（以下「整備基本プラン」という。）を策定しました。

整備基本プランは、今後の土地利用の方針となるもので、災害発生直後の一時避難場所の機能を担う防災公園とスポーツ施設を整備するとともに、老朽化した公共施設の集約化を一体的に進めることとしています。

ウ UR都市機構との連携

災害時の活動拠点となる防災公園（都市公園法に基づく公園施設）と市街地整備（公共施設の集約化など）を一体的に行うことが可能な事業手法である、UR都市機構の防災公園街区整備事業を活用した事業スキームを中心に検討を進めています。

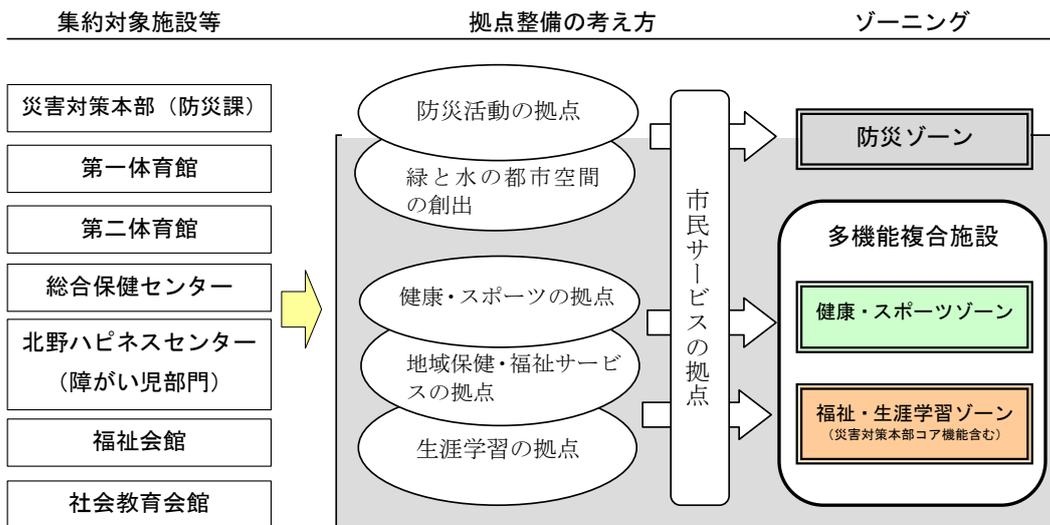
防災公園街区整備事業では、防災公園の用地取得費、公園内に整備される施設の整備費に対して国庫補助金の一部充当が可能であり、用地取得時において地方公共団体の負担がないほか、地方公共団体の事務手続きの軽減、一般財源部分の割賦償還、予算の平準化など、資金計画において、市にメリットのある制度となっています。

エ 効果的な事業推進

整備基本プランでは、老朽化した施設の集約化、井口地区で計画されていた総合スポーツセンター（仮称）に代わる施設として整備することとしており、類似施設の工事単価を参考に、概算工事費を 127 億円と見込んでいます。UR都市機構の防災公園整備事業を活用することにより、国庫補助金を充当することが可能となり、市の負担額を 80 億円としています。このほかに、用地取得費等が加わりますが、公園部分の用地取得については、工事費と同様に国庫補助金が充当される予定となっています。

また、現在の対象施設を現地でそのまま建替えた場合、その事業費は市の負担額 80 億円を上回るとともに、建替え期間中の代替施設の確保が困難であり、長期間利用休止となるなど、施設サービスの提供に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。さらに、集約化した施設の跡地のうち、売却可能な用地については売却するなど、財政負担を極力軽減しつつ、効果的に事業推進を図っていきます。

オ 施設の集約化と拠点整備の考え方



防災活動の拠点

- 災害発生時には、災害対策本部を設置・運営し、他機関との連携を図るとともに、最前線の救援活動の場、物資輸送等の拠点など、防災センター機能を担う。
- 発災直後の一時避難場所として整備し、避難者に対し地域の災害情報の収集及び伝達を行い、小学校などの避難所や広域避難場所への避難を速やかに誘導する。

緑と水の都市空間の創出

- 平常時においては、憩いやスポーツレクリエーションの場として、市民に親しまれ、健康増進に資するような緑豊かな公園空間として整備する。
- 市民センター周辺地区から農業公園、仙川へとつながる回遊ルートとしてのネットワーク化により、回遊性と利便性の向上を図り、質の高い緑と水の都市空間を形成する。

市民サービスの拠点

- 市の中央部に主要な拠点施設を集約化し、効率的な市民サービスの提供により利用者の利便性向上を図る。
- 施設利用者の利便性を向上するために、交通アクセスの見直しを検討する。

健康・スポーツの拠点

- 健康・スポーツの拠点施設を整備し、地域保健サービスの拠点と連携を図りながら、スポーツを取り入れた健康づくりを推進する。
- 各種スポーツ団体等と連携を図り、スポーツ活動を通じた市民交流を促進する。

地域保健・福祉サービスの拠点

- 母子保健サービス、乳幼児の健康診査のほか、新型インフルエンザ等の新たな課題に対応する地域保健サービスの拠点として整備する。
- 障がい児の各種相談、療育、指導、訓練等とともに、対象年齢を拡充し、子どもの発育・発達に関する専門支援を行う中核施設として整備する。
- 社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会を中心としたきめ細やかな地域福祉サービスを展開するとともに、市民や多様な団体の活動の場とする。

生涯学習の拠点

- 社会教育会館におけるこれまでの活動実績やノウハウ、ネットワークを基礎に、多様な学習機会を提供するとともに、市民の主体的な学習活動についても、引き続き支援を行う。
- 学習と活動との相互作用、学びを地域での活動に繋げ、さらに学習へと循環するためのプログラムを提供するとともに、地域との連携を進める。

(4) 施設計画の特徴と施設規模

ア 施設計画の特徴

(ア) 公共施設の集約化と施設機能の連携

a 集約化施設を西側に配置

市民サービスを市役所本庁舎と一体的に提供するため、公共施設を集約化する福祉・生涯学習ゾーンは西側に配置する。

b 福祉施設は低層階、防災機能は上層階に配置

各施設の特性を踏まえ、障がい児や母子など、福祉に関連する施設機能については、極力低層階に、防災機能については災害対策本部が設置されることなどから、上層階に配置する。

c 施設の中央部に共用空間

施設のシンボリックな空間として、健康・スポーツゾーンと福祉・生涯学習ゾーンを繋ぐ中央部に共用空間を配置する。

d 施設機能の連携

会議室、保育スペースなど、類似する施設機能の一部を集約化し規模・配置の最適化を図るほか、施設情報の一元的な管理が可能な総合受付を設置し、空き時間等を活用した相互利用、施設での活動を通して市民の交流を促進する。

(イ) 地下を有効利用

安定した地盤が地下10m付近にあり、敷地を有効利用する観点からも、地下を有効活用し、非常時に防災拠点機能を担うメインアリーナ、サブアリーナなどを公園内の地下に配置する。

(ウ) 敷地全体が緑の公園空間

a 一時避難場所機能を担う公園空間

現在、指定されている一時避難場所の機能も担う緑豊かな公園空間とする。なお、地下掘削による残土を盛土し、なだらかな緑の丘のように整備する。

b 屋上・壁面緑化

景観面への配慮とともに、ヒートアイランド現象の緩和など、熱環境改善効果が期待できる屋上緑化や壁面緑化を行う。

イ 施設規模

本施設規模は、ゾーニング（P. 38～）の概数であり、今後、変更の可能性もあります。

■スポーツ施設

主な室名	総合スポーツセンター実施設計の面積	ゾーニング図における専有面積
メインアリーナ	1,718㎡	約1,900㎡
武道場	992㎡	約1,150㎡
サブアリーナ	875㎡	約1,000㎡
プール	※1 1,197㎡	約1,300㎡
小体育館	267㎡	約300㎡
トレーニング室	350㎡	約350㎡
多目的室	364㎡	約300㎡
弓道場・アーチェリー	1,174㎡	※2 (約1,250㎡) 0㎡
相撲場	0㎡	約200㎡
合計	6,937㎡	(約7,750㎡) 約6,500㎡

※廊下、トイレなどを除いた面積であり、今後精査していきます。

※1 採暖室、シャワー室等を控除しています。

※2 当初、地下に設置を検討していた和弓場、洋弓場は、施設内で十分な規模の確保が困難なため、当該施設整備後の市民センターの利活用を中心に対応を進めることとしました。

■福祉・生涯学習ゾーン

福祉に関連する北野ハピネスセンター（障がい児部門）、総合保健センター、福祉会館を1、2、3階に、社会教育会館は4、5階に配置する。防災課は、広い範囲の市内を見渡すことができ、災害時に災害対策本部が設置されるとともに、1～4階がそれぞれ活動拠点となることなどから、最上階の5階に配置する。

階	施設等	現在の専有面積	ゾーニング図における専有面積
5F	防災課	76㎡	約350㎡
4F	社会教育会館	※3 1,095㎡	約1,200㎡
3F	福祉会館	865㎡	※4 約1,100㎡
2F	総合保健センター	836㎡	約950㎡
1F	北野ハピネスセンター －障がい児部門－	837㎡	約900㎡
	合計	3,709㎡	約4,500㎡

※3 第2回検討委員会では、1,204㎡と提示しましたが、保育室等控除した面積に修正しています。

※4 B1F倉庫を含んだ面積です。

■その他（相互利用が可能と想定される主な施設）

階	施設名	ゾーニング図における専有面積
5F	会議室（社会教育会館、防災課）	約200㎡
4F	集会室、学習室、PC室、鑑賞室、和室、講堂（社会教育会館）	約600㎡
3F	大広間、会議室（福祉会館）	約320㎡
2F	講堂、会議室、多目的室（総合保健センター）	約260㎡
1F	体育館（北野ハピネスセンター）	約130㎡
	合計	約1,510㎡

※相互利用のルールについては、今後検討していきます。